

令和4年度地域密着型サービス事業等集団指導～運営基準減算について（居宅介護支援編）～に関するQ&A

番号	種別	質問事項	回答
1	臨時的な取り扱い	サービス計画書作成にあたりやむを得ない事情には家族の都合や要望による理由も当てはまるか。特にサービス担当者会議の開催に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由に利用者から居宅において開催をしてほしくないと言われている。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要であり、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
2	臨時的な取り扱い	コロナ禍での担当者会議やモニタリングの在り方について、どこまでが特別な理由となるのか。	サービス担当者会議において、利用者都合によるものだけに限り、できるだけ代替手段を用い柔軟な対応をすることが可能である。なお、利用者の状況に変化がない場合等や、軽微な変更の場合は意見照会等を用いてもらえば良い。 モニタリングにおいても利用者都合により実施できない場合は、柔軟な対応が可能である。一例として、電話において状況を確認することや、玄関先で見せてもらう等が想定される。
3-1	内容及び手続の説明及び同意	「サービス利用割合」の用紙を別紙として作成している。別紙の説明は、6ヶ月毎に前期、後期での説明でよいか。前期、後期両方あった方がよいか。（前6ヶ月の計画におけるサービスの割合及び、事業者の上位3社の記載）	説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の前期、後期の期間のものとする。なお、説明は1回のみで良い。
3-2	内容及び手続の説明及び同意	「サービス利用割合」は口頭説明し交付、支援経過記録へ記載していた。今後は、口頭説明し、署名した書類を綴っていくという事か。又本人、家族へも交付するのか。	「サービス利用割合」は、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。令和3年4月1日以前に契約した利用者も同様である。
3-3	内容及び手続の説明及び同意	訪問介護サービスを居宅プランに位置付ける際、利用者に対し、複数の事業所を説明、紹介するが、人員減少を理由に、利用者希望の日程や時間に沿える事業所を見つけるのが難しい。選定理由にしてもよいか。	利用者の希望だけでなく、利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案すること。
3-4	内容及び手続の説明及び同意	「文章の交付、口頭での説明、署名、利用者は①②を求めることができる」の注意2「暫定プランの特例の内容にだけ記載、通常の流れにも必要」の部分について、もう少し詳しく教えてもらいたい。	運営指導において、「暫定プランの特例」としての重要事項説明書の別紙に、利用者が、「①複数事業所の紹介を求めること」、「②サービスに位置付けた理由を求めること」ができること記載はあったが、通常の流れについて記載がある箇所には、①②の記載がなく、暫定プランを使用しない利用者に対して説明がされない可能性があるため、注意を促した。
3-5	内容及び手続の説明及び同意	「暫定プランの特例」という表現があったが、そのような特例の説明書のようなものを付けている事業所があるのか。もしあるのであればどのような想定でそれを使っているのか参考の為教えてもらいたい。	想定としては、暫定プランになる場合があり、その結果介護でなかった場合は支援となり、限度額を超える場合があるといった注意書きの記載とどのような流れで計画を立てていくかを示していた。暫定プランの特例の説明があるとより丁寧である。
3-6	内容及び手続の説明及び同意	提案する事業所などを複数提案することについて、支援経過にどのように記載するといいのか。	なぜその事業所を提案したのかを利用者から聞かれる場合もあるため、その理由を記載することが望ましい。また、特定事業所集中減算になる可能性がある場合は、半期に1回、指定様式に記載して介護保険課へ提出する資料があることを留意すること。
4	具体的取扱	今回の研修においては、居宅介護支援事業所が区分変更時のアセスメントについて触れられてたが、「区分変更時のアセスメントについて」包括支援センターが担当している要支援の方が区分後介護になったら受け持ってほしいと依頼されることが度々ある。 その際は、居宅介護支援事業所においても暫定プランを作成するため、認定日より前にアセスメントを行うことでよいか。	貴見のとおり。
5	その他	集団指導は1年に何回あるのか。また、どの程度前に通知がくるのか。	集団指導については、年1回以上を想定している。動画配信の場合は、配信後3ヶ月を期間としてアンケート調査を持って出席とみなす。集合形式の場合は、2月前までに通知をする。